

自治会長等名簿の利用について

- 1 この名簿は、市の事業のために必要な個人情報の提供を求めるものです。
- 2 この名簿の情報は、市役所内部の業務のために利用（下記「1情報の利用」参照）し、本人の同意を得ずに、その他の目的には利用せず、外部にも提供しません。ただし、自治会長及び町内会長の情報については、市民への周知のために必要な情報を第三者に提供（下記「2情報の提供」参照）する場合がありますので、自治会長及び町内会長につきましては、第三者への提供内容をご理解、ご同意の上、ご本人様にご署名ください。
- 3 第三者への情報の提供を拒否する方は、氏名等を記入しなくて結構ですが、この場合、第三者から市民に必要な情報が提供されないことをご承知願います。

記

1 情報の利用

自治会長等名簿（抜粋・データ利用含む）は、市役所内部（議会や教育委員会を含む）の業務に利用します。

- ・市の事業についての案内や通知
- ・市の事業への協力をお願い（広報配達にかかる連絡調整 等）
- ・市が実施する開発や工事などについての連絡（水道工事、道路工事 等）等

2 情報の提供

以下の場合に、自治会長又は町内会長の情報を第三者へ提供します。

※窓口での受付とし、いつ・誰の・どんな情報を・誰に提供したか市で記録します。

①住民の自治会加入のために必要な場合

例) 不動産会社等が、アパート住民の自治会加入のために情報提供を求める場合

②地域への事前説明や近隣対応が必要な場合

例) 開発業者等による建築・開発工事

例) JRによる夜間試行運転のための事前通知

例) JR・中部電力等が、伐採許可等を求める場合

例) 不動産会社等が水道引き込み等のために同意を得る場合 等

③国、県の事業及び公益的団体や企業の公益的事業に必要な場合

- ・市の外郭団体

例) 市の外郭団体が自治会長に会合への出席を依頼する場合 等

※外郭団体であっても、物品販売は不可

- ・市内企業（営利目的を除く）

例) 地元企業が、企業祭等で自治会長に出席を求める場合 等

【裏面有】

3 電話での開示請求

★市民の方や業者などから市に「自治会長の連絡先を教えてください」と電話での依頼があった場合は、以下のとおり対応させていただきます。

- ① 依頼者の「氏名や名称・担当者氏名・連絡先・使用目的」を聞き取り
- ② 市から自治会長へ連絡

下記のどちらがよいか自治会長に確認

自治会長の連絡先を依頼者に伝達→依頼者から自治会長へ連絡

または

依頼者の連絡先を自治会長に伝え、直接自治会長から依頼者へ連絡

- ③ ②に基づき、対応または自治会長へ対応を依頼

4 事務所がある自治会について

下記の自治会は、事務所があり、平日の午前中であれば自治会役員が執務されているため、市民の方や業者などから自治会に対しての具体的な問い合わせなどがあった場合、事務所の連絡先を伝え、市民の方や業者などに直接問い合わせをしていただきます。

自治会名	事務所	備考
表 鷺 津	表鷺津コミュニティ防災センター	
鷺 津	鷺津コミュニティ防災センター	
南上の原(第1～3)	きずな館	火・水・金の 9:00～11:00